

相乗り推奨タクシー《あいタク》 運賃等助成事業を本格実施します

ドア・ツー・ドアで目的地！
相乗り乗車でとってもお得！

お年寄りや運転免許証をお持ちでない方のお出かけの機会を支援します

町では、地域に適した公共交通システムを検討するため、「吉岡町交通弱者対策事業（相乗り推奨タクシー運賃等助成）実証実験」をこれまで実施してきましたが、当該結果を踏まえ“相乗り推奨タクシー運賃等助成事業”を平成30年度より本格実施します。

目的

町における交通弱者がタクシーを利用する際に支払う運賃等に対する一部助成やタクシーの共同利用（相乗り）により、タクシーを活用した外出機会の創出を図り、日常生活の利便性の向上に資するものです。

- ◇ 申請日に応じて対象者1人につき年間48枚を上限とする利用助成券（1枚500円相当）を一括交付
- ◇ 利用助成券は1回の乗車につき1人1枚まで使用可能
- ◇ 吉岡町内、または乗車地・目的地のいずれかが吉岡町内となるタクシー（群馬県タクシー協会に加盟し町と契約を締結したタクシー事業者のみ）の利用が支援対象

イメージ

タクシー乗務員：「タクシー運賃は、1,720円になります。」

この時、1人で乗れば
タクシー運賃は 1,720円 のままですが…

3人で相乗りすれば
1人あたり 約600円 で乗ることができて…

3人それぞれが本人名義の利用助成券（1枚500円相当）を使用した場合
1人あたり『約100円』の自己負担でタクシーを利用できます

助成の対象者は？

吉岡町に住民登録があり、申請時において次の条件のいずれかに該当する方となります。

- ① 年齢満19歳以上で運転免許証をお持ちでない方
- ② 年齢満75歳以上の方

利用助成券の交付を受けるためには？

事前に申請し、利用助成券の交付を受ける必要があります。

利用助成券は、窓口において即日交付することはできません。

申請用紙は、役場総務政策課窓口で受け取れます（町ホームページからもダウンロード可）。

利用者の声

（ご夫婦で利用の方） 『家族で一緒に行動したので、より安くなり助かりました』

（日中、お一人の方） 『家族が在宅していない平日の外出に助かっています』

（その他） 『車の運転ができなくなり本当に助かります』 『助成券があるので気軽に外出できます』
『荷物が多いときに助かります』 『暑いときに自宅まで来てもらい助かりました』

お問合わせ・申請書提出先… 吉岡町役場総務政策課政策室 電話：0279-26-2241（直通）